

令和元年 6 月 日

（名称）橋本市生活交通ネットワーク協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

橋本市はその地域性から、南海高野線沿線に大規模開発され住宅地に人口が集中しており、その地域では住民の年齢層も比較的低くなっているが、郊外地域では高齢化が進んでいる。

公共交通に関しては、コミュニティバスを平成18年2月から運行開始し、市町村合併後の平成18年11月から3ルートで運行を実施。平成26年4月より4ルート目となる市北部地域へのルートを開設した。反面、民間バス路線には廃止となった路線もあることから、市民のコミュニティバスへの関心も高く、増車、増便、ルートの拡大等の要望が数多く寄せられている。しかし、依然として自分で自動車を運転できない高齢者の方々や、コミュニティバスでは補完できない山間地域などの方々の移動手段の確保が課題となっており、高齢化が進むことが予測されるなかで、こういった課題への取り組みが継続的に必要となっています。

また、平成29年12月にはコミュニティバス路線の民間路線との競合区間の解消や一部区間のデマンド化など限られた資源の中で利用実態に即した運行を継続しています。

公共交通機関は、市民の日常生活になくてはならないものであり、地域経済の活性化のためにも必要不可欠であることから、より安全で利便性の高い移動手段として充実させなくてはならない。

このような状況の中、橋本市では「市民の生活を支え、誰もが安心して暮らせるまちの基盤として、効率的で持続可能な公共交通体系を創り・育てる」を基本方針とする生活交通ネットワーク計画を策定し取組んできたが、平成28年度に策定の「地域公共交通網形成計画」に定める市内公共交通の課題解決に向けた取組みを行うとともに、令和元年度において市内公共交通の再編を実施し、地域公共交通のネットワークの構築を図る。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進

- ・行政と交通事業者における情報交換会の実施

情報交換会：2回／年

②市民・地域の理解・主体性の醸成

- ・公共交通に関する情報提供

地域公共交通再編実施計画策定のための地域懇談会等において公共交通に関する情報を提供：各地区1回／年

- ・公共交通に関する議論・コミュニケーションの場づくり

地域公共交通の再編に向けた地域懇談会等における地域の状況把握と情報共有：1回／年

③コミュニティバスと民間路線等の競合解消／行政が対応すべき移動の効率的なケア

- コミュニティバス路線の効率化・ネットワークの役割分担

- ・市民病院送迎バスと民間バス路線との統合および東西幹線の形成

- 地域における交通の確保に向けた検討

- ・コミュニティバス及びデマンド交通の見直しに係る運行継続基準の明示

④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化

○乗り継ぎ負荷の緩和

- ・路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等のスムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定（市内公共交通再編に合わせ実施）
- ・乗り継ぎ負担の少ない料金のしくみづくり（市内公共交通再編に伴い乗り継ぎ軽減を実施）

⑤幹線・民間路線の育成

○幹線等の利用促進活動の展開

- ・幹線路線等の役割、位置づけの明示、周知：公共交通マップ、市ホームページ等による周知等

（２）事業の効果

①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進

- ・行政と交通事業者における情報交換会の実施
⇒公共交通やまちづくりに関わる現状及び課題の認識や方向性の共有を図ることができる。

②市民・地域の理解・主体性の醸成

- ・公共交通に関する情報提供
地域公共交通再編実施のための地域懇談会等において公共交通に関する情報を提供
⇒市民に公共交通の現状と課題、課題解決に向けての取り組みを共有できる。
- ・公共交通に関する議論・コミュニケーションの場づくり
地域公共交通の再編に向けた地域懇談会等における地域の状況把握と情報共有
⇒地域公共交通網形成計画の実効性を高めるために不可欠な地域住民の理解と行動につながる。

③コミュニティバスと民間路線等の競合解消／行政が対応すべき移動の効率的なケア
コミュニティバス路線の効率化・ネットワークの役割分担

- ・市民病院送迎バスと民間バス路線との統合および東西幹線の形成、運行の実施
⇒効率的で持続可能な運行継続につながる。
- 地域における交通の確保に向けた検討、実施
- ・コミュニティバス及びデマンド交通の見直しに係る運行継続基準の明示、実行
⇒地域公共交通の運行継続等について地域主体の意識・取り組みにつながる。

④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化

乗り継ぎ負荷の緩和

- ・路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等のスムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定（市内公共交通再編に合わせ実施）
⇒利用者の利便性の向上につながる。
- ・乗り継ぎ負担の少ない料金のしくみづくり（市内公共交通再編に伴い乗り継ぎ軽減を実施）
⇒利用者の利便性の向上につながる。

⑤幹線・民間路線の育成

幹線等の利用促進活動の展開

- ・幹線路線等の役割、位置づけの明示、周知
⇒市民への幹線路線等の役割の認知、浸透が図られる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

①持続的で安全な交通サービスの創出のための関係者の連携促進

- ・行政と交通事業者における情報交換会の実施：行政及び各交通事業者主体に実施

②市民・地域の理解・主体性の醸成

- ・公共交通に関する情報提供
地域公共交通再編実施のための地域懇談会等において公共交通に関する情報を

提供：行政主体に実施

- ・公共交通に関する議論・コミュニケーションの場づくり

地域公共交通再編実施に向けた地域懇談会等における地域の状況の把握と情報

共有：行政主体に実施

- ③コミュニティバスと民間路線等の競合解消／行政が対応すべき移動の効率的なケア
コミュニティバス路線の効率化・ネットワークの役割分担

- ・市民病院送迎バスと民間バス路線との統合および東西幹線の形成、実施：行政及び各交通事業者主体に実施

- ・コミュニティバス及びデマンド交通の見直しに係る運行継続基準の明示：行政主体に実施

- ④ネットワークを形成する交通モード間連携の強化

乗り継ぎ負荷の緩和

- ・路線バス、コミュニティバス、デマンド交通等のスムーズな乗り継ぎを可能とするダイヤ設定（市内公共交通再編に合わせ実施）：行政及び各交通事業者主体に実施
- ・乗り継ぎ負担の少ない料金のしくみづくり（市内公共交通再編に伴い乗り継ぎ軽減を実施）：行政及び各交通事業者主体に実施

- ⑤幹線・民間路線の育成

幹線等の利用促進活動の展開

- ・幹線路線等の役割、位置づけの明示、周知：行政及び各交通事業者主体に実施

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

橋本市から運行事業者への運行に係る補助金については、運行事業者の損失額から国庫補助金額を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象者の名称

南海りんかんバス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書きに基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目的

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者

【車両減価償却等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成30年6月8日（金）

第1回橋本市生活交通ネットワーク協議会幹事会

コミバス・デマンド交通の利用状況等について

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について

地域公共交通再編実施計画の策定について

平成30年6月29日（金）

第1回橋本市生活交通ネットワーク協議会

コミバス・デマンド交通の利用状況等について

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について

地域公共交通再編実施計画の策定について

平成31年1月11日（金）

第2回橋本市生活交通ネットワーク協議会幹事会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野橋の通行止めに伴う対応等について
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について

平成31年1月18日（金）

第2回橋本市生活交通ネットワーク協議会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野橋通行止めに伴う対応等について
地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について
地域公共交通再編実施計画の策定及び市内公共交通の再編実施について

平成31年3月18日（月）

第3回橋本市生活交通ネットワーク協議会幹事会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野橋の通行止めに伴う対応等について
地域公共交通網形成計画の取組みについて
地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について

平成31年3月27日（水）

第3回橋本市生活交通ネットワーク協議会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野橋通行止めに伴う対応等について
地域公共交通網形成計画の取組みについて
地域公共交通再編実施計画の策定及び再編実施について

令和元年5月24日（金）

第1回橋本市生活交通ネットワーク協議会幹事会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野仮橋の通行に伴う対応等について
地域公共交通再編実施計画について
市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について

令和元年5月31日（金）

第1回橋本市生活交通ネットワーク協議会
コミュニティバス・デマンド交通の利用状況等について
恋野仮橋の通行に伴う対応等について
地域公共交通再編の実施について
市生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）（案）について

18. 利用者等の意見の反映状況

市生活交通ネットワーク協議会へ利用者代表として橋本市区長連合会、橋本市老人クラブ連合会、橋本市身体障害者連盟より各々代表委員1名、橋本商工会議所及び高野口町商工会から各々代表委員1名に参加していただいている他、下記の地域懇談会やアンケート調査を実施した。

○地域懇談会の開催

- ・対 象 : 橋本市在住の市民
- ・回 数 : 8 回
- ・期 間 : 平成30年6月9日～平成31年2月16日
- ・参加人数 : 190人

○市民アンケート調査

- ・調査対象 : 橋本市在住の市民
- ・調査方法 : 地域懇談会の参加者
アンケート調査協力地区
- ・調査期間 : 平成30年
- ・回収状況 : 168件

○コミュニティバス乗降調査

- ・調査対象 : 橋本市コミュニティバスの乗客
- ・調査方法 : コミュニティバス車内での聞き取り調査（無記名方式）
- ・調査期間 : 平成30年6月8日～7月27日
- ・回収状況 : 200件

18. 協議会メンバーの構成員

橋本市生活交通ネットワーク協議会 構成メンバー

	団体名	役職名	備 考
1号委員	和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課	課長	関係する都道府県
1号委員	橋本市	副市長	関係する市区町村
1号委員	橋本市経済推進部	部長	関係する市区町村
1号委員	橋本市健康福祉部	部長	関係する市区町村
1号委員	橋本市総合政策部	部長	関係する市区町村
2号委員	西日本旅客鉄道(株)	橋本駅長	鉄道事業者
2号委員	南海電気鉄道(株)	橋本駅長	鉄道事業者
2号委員	南海りんかんバス(株)	取締役社長	一般乗合旅客自動車運送事業者
2号委員	有鉄観光タクシー(株)	社長	一般乗用旅客自動車運送事業者
2号委員	大阪第一交通(株)橋本営業所	所長	一般乗用旅客自動車運送事業者
2号委員	橋本タクシー(株)	社長	一般乗用旅客自動車運送事業者
2号委員	南海りんかんバス(株)	従業員代表	一般旅客自動車運送事業者の運転者
2号委員	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	和歌山県バス協会会長又はその指名する者
2号委員	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	専務理事	和歌山県タクシー協会会長又はその指名する者
2号委員	一般社団法人 和歌山県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	和歌山県ハイヤー・タクシー協会会長又はその指名する者
3号委員	国土交通省近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	道路管理第一課長	道路管理者又はその指名する者
3号委員	和歌山県伊都振興局 建設部	部長	道路管理者又はその指名する者
3号委員	橋本市建設部	部長	道路管理者又はその指名する者
4号委員	国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官 輸送監査部門	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
4号委員	国土交通省近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官 総務企画部門	国土交通省近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
5号委員	和歌山大学 経済学部	教授	学識経験者
5号委員	橋本市身体障害者連盟	顧問	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市老人クラブ連合会	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市区長連合会	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市区長連合会	理事	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市社会福祉協議会	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本市女性会議	会長	市民又は利用者の代表
5号委員	橋本商工会議所	会頭	商工会議所又は商工会
5号委員	高野口町商工会	会長	商工会議所又は商工会
5号委員	橋本市議会	議長	市議会議員
5号委員	橋本市議会	総務委員会委員長	市議会議員
5号委員	橋本警察署	署長	橋本警察署長又はその指名する者
5号委員	かつらぎ警察署	署長	かつらぎ警察署長又はその指名する者
5号委員	橋本市民病院総務部	課長	橋本市民病院長又はその指名する者

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号
 (所 属) 橋本市総合政策部政策企画課
 (氏 名) 大渡 明毅
 (電 話) 0736-33-7117 (直通)
 (e-mail) aki_oh@city.hashimoto.lg.jp